

# 生産性向上特別措置法に基づく 先端設備等導入計画による支援

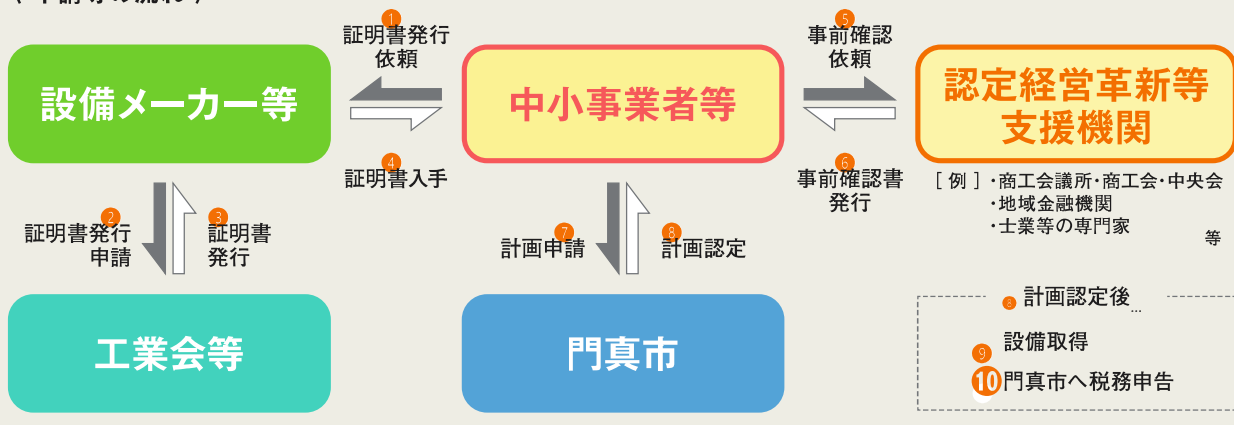
## 事業概要

### 中小企業の設備投資を支援します

新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになります

中小企業経営強化法第2条第1項に定める中小企業者で市内で設備投資を行う予定の者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を市に申請、認定を受けることで、支援措置を受けることができます。

#### 〈申請等の流れ〉



## 固定資産税の特例の対象となる設備

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの。

※ 要件について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

- **要件1**  
一定期間内に販売されたモデル  
(最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。)
- **要件2**  
生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

設備の種類	取得価格	販売開始時期
機 械 装 置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器 具 備 品	30万円以上	6年以内
建 物 附 属 設 備	60万円以上	14年以内

※ 固定資産税の特例の対象となるのは令和3年3月31日までに認定計画に従って取得した設備等に限ります。

※ 設備を取得する前に認定を受けることが必要です。

※ 固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等に限ります。

#### その他の支援措置

- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)
- 認定事業者に対する一部補助金における優先採択等

## 本制度の申請・問合せ先

門真市産業振興課 TEL 06-6902-5966(直通)

申請の前に必ずホームページをご覧ください

門真市HP

まちづくり・産業

生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定申請受付について

